

スタジオ ニブル（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は スタジオニブル代表 松本崇寿が行います。

## 第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

また、本クラブの会員の定義は下記の通りです

- ・会員

有効な各種回数券をお持ちの上で有効期限が残存している方

有効な月謝プランに加入しており未払いのない方

- ・退会

月謝が未払い状態の方、月謝の退会手続きが完了している方、有効期限が切れた状態

または回数券をすべて使い切った状態の方は会員としての権利を喪失します。

### 第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める

会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が

未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。

この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本

人と連帶して負担するものとします。

## 第4条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。 (除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第 5 条

本クラブでは医療行為、マッサージ、鍼灸、その他類似するものについて一切の提供が出来ません。

## 第 6 条

本クラブでの運動中、体に何らかの変化が現れる可能性があります。それに対し本クラブでは運動中適切な管理体制をとり、これらの事故の危険性を最小限にするあらゆる努力がなされます。

救命処置（AED:電気的除細動器）やそれに熟練したスタッフが生じる可能性のある異常事態に常に対処できるよう準備しています。

しかしながらトレーニング中に体調が悪くなった場合や、頻脈・動悸・胸の痛み、その他の体の異常を感じた場合は、速やかに担当のトレーナーまたは本クラブスタッフにご報告下さい。ただし、セルフトレーニングプラン利用中においてトレーナーまたはスタッフが不在の場合は、第 19 条に定める緊急時の対応に従うものとします。

また事前に過去の病歴・現在の服用中の薬についてはすべてお話しして頂く義務が生じます。

## 第 7 条

本クラブで提供しているサービスは、その改善を示唆する十分な証拠に基づいており  
ますが、絶対的な効果を保証するものではありません。

## 第 8 条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等  
の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費  
は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場  
合も支払い義務が発生します）

## 第 9 条

会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブの WEB サイ  
ト(hacomono)のマイページから手続きをすることにより、翌月から会員種類を変更す  
ることができます。 10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いにな  
ります。

## 第 10 条

会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブの WEB サイト (hacomono) のマイページから手続きをすることにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本クラブの WEB サイト上の手続きが完了しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第 11 条

本クラブは、原則として不定休とします。

また、そのほか、諸施設の補修、施設整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。

施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第 12 条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第 13 条

1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。

2.本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

3.会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第14条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第15条（セルフトレーニングの定義）

1. 本クラブは、既存のプランとは別に、会員が自己の責任において施設を利用する「セルフトレーニング」（以下、本プランといいます）を設けます。
2. 本プランの内容は別途定めるものとし、所定の月額料金、利用回数（月8回まで）、利用時間（1回45分）の制限に従うものとします。
3. 本プランの利用は、本クラブが別途定める営業時間内に限ります。

## 第16条 (ICカードによる入退館管理)

1. 本プランの会員（以下、本プラン会員といいます）には、入退館管理用の IC カード（以下、会員証 IC カードといいます）を貸与します。
2. 本プラン会員は、会員証 IC カードを第三者に貸与または譲渡することはできません。
3. 本プラン会員は、会員証 IC カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、紛失、盗難、破損した場合は、速やかに本クラブに届け出て、所定の再発行手続き（別途定める再発行手数料を要します）を行うものとします。
4. 本プラン会員は、理由の如何を問わず、会員証 IC カードを用いて会員本人以外の第三者を施設内に入室（いわゆる「共連れ」）させてはなりません。
5. 前2項および前3項の違反、またはその他不正に施設を利用したことが発覚した場合、本クラブは当該会員を第4条に基づき除名できるものとし、違反の態様に応じた違約金または損害賠償を請求できるものとします。
6. 会員証 IC カードは、理由の如何を問わず、本プランの退会時または会員資格喪失時に速やかに本クラブに返却するものとします。

## 第17条（セルフトレーニングにおける自己責任）

1. 本プラン利用時、施設内には本クラブのトレーナーが常駐しない場合があることを、本プラン会員は予め承諾するものとします。
2. 本プラン会員は、第13条1項および2項を改めて確認し、自己の責任と健康管理（体調不良時は利用を控える等）のもと、トレーナーの監督がない状態で施設・機材を利用するものとします。
3. 本プラン会員は、自身の技量や体調に適したトレーニングを行い、第13条3項に定める危険行為（補助のない高重量トレーニング、器具の不適切な使用等）を厳に慎むものとします。
4. 本プラン利用中に発生した怪我、疾病、盗難、その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、本クラブは一切の責任を負いません。

## 第18条（緊急時の対応）

1. 本プラン会員は、施設利用中に自身または他の利用者の体調に急変（負傷、急病等）が生じた場合、または火災、地震、その他緊急事態が発生した場合は、自身の保有する通信手段（携帯電話、スマートフォン等）を用い、速やかに關係機関（119番（消防・救急）、110番（警察）等）または本クラブが別途指定

する緊急連絡先（ジム代表者連絡先等）へ通報する義務を負います。

2. 本プラン会員は、前項の事態に備え、自身の通信手段を携行し、通信可能な状態を維持するよう努めるものとします。
3. （※既存規約 第6条との関連付け）本条第1項の定めは、第6条の規定（トレーナーへの報告義務）に優先して適用されるものとします。

#### 第19条（施設・機材の利用および弁償）

1. 本プラン会員は、施設内の機材・備品について、その使用方法を正しく理解し、丁寧に取り扱うものとします。
2. 機材の使用後は、備え付けの消毒液等で清掃し、所定の位置に戻すなど、他の利用者に配慮するものとします。
3. 会員の故意または重大な過失により、本クラブの施設、機材、備品を毀損、破損、または紛失させた場合、第4条2号の規定に加え、当該会員はその損害（修理費用、再購入費用等）の全額を賠償する責任を負うものとします。
4. 第13条3項に基づき、本クラブの許可なく他の利用者への指導行為（有償・無償を問わず）や、営業、勧誘、その他本クラブの秩序を乱す行為を禁止します。

## **第 20 条（監視カメラ）**

1. 本クラブは、本プラン会員の安全確保、防犯、施設管理（入退館管理、機材の利用状況確認等）を目的として、施設内に監視カメラを設置し、録画を行います。
2. 本プラン会員は、本プランへの加入をもって、前項の目的に限り監視カメラが作動し、録画されることに同意するものとします。
3. 本クラブは、録画されたデータを法令に基づく場合や、第 17 条、第 20 条等本規約の違反行為の確認等、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示しません。

## **第 21 条**

本規約は 2025 年 11 月 15 日より施行します。